

下水道台帳補正業務

一 般 仕 様 書

令和 7 年 6 月

貝塚市上下水道部下水道推進課

[1] 一般事項

1. 本仕様書は、「下水道台帳補正業務」（以下「業務」という。）に適用する。
2. 設計書及び特記仕様書に記載された事項は、本仕様書に優先する。
3. 本仕様書に定める事項について、疑義を生じた場合は、本市担当員の指示又は協議によるものとする。
4. 受託者は、業務の遂行上知り得た事項を第三者にもらしてはならない。
5. 受託者は、主任技術者及び技術者をもって、秩序正しい業務を行わせるとともに、高度な技術を要する部門については、担当の経験を有する技術者を配置しなければならない。なお、照査技術者は日本測量協会が発行する空間情報総括監理技術者の資格を有する者を配置しなければならない。
6. 主任技術者は、業務の全般にわたり技術的監理を行わなければならない。
7. 受託者は、業務の進捗をはかるため、十分な数の技術者を配置しなければならない。
8. 受託者は、調査実施に先立ち工程表を提出し、担当員の承諾を受けなければならない。また、変更する場合も同様とする。
9. 業務は、担当員と十分協議打ち合わせの後実施するものとする。
10. 主任技術者は、主要な打ち合わせには必ず出席しなければならない。
11. 打ち合わせには、議事録をとり内容を明確にして、そのつど担当員に提出しなければならない。
12. 調査の内容は、本市の都合により変更することがあるがこの場合の委託費は、本市と受託者との協議して定めるものとする。
13. 本調査規模が実施の結果、多少の増減を生じても設計変更は行わない。ただし、甚だしく増減を生じた場合は、この限りでない。
14. 受託者は、関係官公署等と協議を必要とするとき、または協議を受けたときは、誠意をもってこれにあたりこの内容を遅滞なく担当員に報告しなければならない。
15. 必要な証明書及び申請書の交付は、受託者の申請による。

[2] 用語の定義

本仕様書に用いられる一般的な用語の定義は、次によるものとする。

1. 担当員とは、委託業務の施行に関し受託者に対して権限を行使する本市職員を総称していう。
2. 指示とは、本市側の発議により、担当員が受託者に対し、業務遂行上の方針・基準・計画などを示し実施させることをいう。
3. 承諾とは、受託者側の発議により受託者が担当者に報告し、担当員が合意することをいう。
4. 承認とは、本仕様書または特記仕様書に示されている事項について受託者が具体的に検討し、作成して担当員に報告し、担当員が認めることをいう。
5. 協議とは、担当者と受託者が対等の立場で合意することをいう。
6. 特記仕様書とは、本仕様書を補足して業務の施行に関する明細もしくは、特別の事項を定める書類をいう。

[3] 法令の遵守

1. 受託者は、業務を遂行するに当たり、関係法令、条例規則を遵守すること。
2. 使用人に対する諸法令等の運用、適用は受託者が費用を負担し責任をもって行うこと。
なお、建設業退職金共済制度及び建設労災補償共済制度に伴う運用については、受託者の責任において行うこと。

[4] 照査

1. 受託者は、業務を施行する上で、業務の高い質を確保する事に努めるとともに、さらに照査を実施しなければならない。
2. 受託者は遺漏なき照査を実施するために、相当な技術経験を有する照査技術者を配置しなければならない。

[5] 提出書類

1. 受託者は、契約締結後すみやかに次の書類を提出し承諾をうけたのち着手すること。

ア. 管理技術者及び経歴書	提出部数	1 部
イ. 照査技術者及び経歴書	提出部数	1 部
ウ. 管理及び照査技術者の資格証の写し 及び雇用証明書の写し	提出部数	1 部
エ. 着手届	提出部数	1 部
オ. 工程表	提出部数	1 部
カ. 調査計画書	提出部数	1 部
2. 提出した書類の内容を変更する必要があるときは、ただちに変更届を提出すること。
3. 作業が完了したときは、すみやかに次の書類を提出すること。

ア. 完了届	提出部数	1 部
イ. 完成図書一式	提出部数	2 部
ウ. 引渡書	提出部数	1 部
エ. 支払請求書及び明細書	提出部数	1 部
オ. その他監督員が指示するもの	提出部数	1 部

[6] 作業管理等

1. 受託者は、作業実施にあたり関係法規を遵守し、常に作業の良好な管理を行わなければならない。
2. 受託者は、調査実施中常に現場にあって、一切の事項を処理するものとする。
3. 受託者は、管理者の許可なくして交通の妨害となるような行為、または公衆に迷惑を及ぼす行為を行ってはならない。
4. 受託者は、道路上、またはその付近で作業を行うときは交通安全対策に留意して、交通事故防止に努めなければならない。
5. 調査用の機械器具及び仮設物等は、各調査、試験に適するものを使用しなければならない。この場合担当員が不適当と認めたときは、その作業のやり直しまたは取り替えを命ずることがある。

6. 万一事故が発生したときは、緊急連絡体制にしたがい、ただちに担当員及び関係官公署に報告するとともに、すみやかに必要な措置をとらねばならない。
7. 人孔等で作業を行う場合は、酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者の資格を有するものに作業主任者を定め、現場に常駐させ、所定の業務に従事させること。

[7] 立ち入り及び補償

1. 業務を実施するために国有、公有、又は私有の土地に立ち入る場合は常に身分証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。
2. 現地への立ち入りについては、常に担当員と連絡を密にし、所有者または占有者の承諾を得なければならない。
3. 業務を実施するために宅地、または垣・さく等で囲まれた土地に立ち入る場合は、あらかじめ所有者、または占有者に通知しなければならない。
ただし、所有者、または占有者に対してあらかじめ通知することが困難な場合は、担当員と協議の上所有者または占有者に迷惑を及ぼさないよう十分注意して立ち入ることができる。
4. 調査中は、保安及び既設構造物件について、常に万全の措置を講ずるものとする。万一、事故によって損害を生じたときは、特別の事由のある場合を除き受託者において負担するものとする。

[8] 審査

1. 受託者は、業務完了時に本市の審査を受けなければならない。
2. 審査において訂正とされた箇所は、直ちに訂正しなければならない。
3. 業務完了時において、明らかに受託者の責めに伴う業務の瑕疵が発見された場合、受託者は直ちに、当該業務の修正を行わなければならない。
4. 審査完了後に発見された成果品の瑕疵は、受託者の責任において補修するものとする。また、補修に必要な経費は受託者の負担とする。

[9] 庁内共有 GIS システム概要

1. 本業務で作成したデータの搭載先である庁内共有 GIS は、令和 7 年度に導入する下水道台帳管理システムである。
2. 庁内共有 GIS で利用可能なデータファイル形式は Shape 形式とする。

貝塚市下水道台帳補正業務

特 記 仕 様 書

令和 7 年 6 月

貝塚市上下水道部下水道推進課

1. 特記仕様書の適用範囲

この仕様書は、「下水道台帳補正業務」〔1〕. 2、及び〔2〕. 6、に定める特記仕様書とし、この仕様書に記載なき事項については一般仕様書による。

2. 業務目的

公共下水道管理の適正化を図るため、下水道施設の状況把握の基本となるべき公共下水道台帳と管渠基本台帳の入力表、汚水枳設置一覧表を別途貸与する「貝塚市下水道台帳作成マニュアル」を基に作成する。また、本業務で作成する下水道台帳については、本市で運用中の下水道台帳管理システム「市内共有 GIS」を用いて運用できるような形でデータを構築する。

3-1. 人孔及び枳調査

3-1-1. 管渠・人孔調査

下水道台帳の調整については「下水道台帳管理システム標準仕様（案）導入の手引き Ver. 5（日本下水道協会）」管路施設編を参考にして次の要領で行うものとする。但し、細部事項については担当員の指示又は両者協議の上決定する。

- （1）現況地盤高及び管低高の測定に4級水準測量を用いる。
- （2）各人孔については少なくとも2点からオフセットを行い距離を表示し人孔の種類は指定する凡例により表示する。
- （3）管渠延長は人孔の中心間距離で表示するものとし、管の材質、形状、内径、管底高、勾配、流下方向等を表示する。
- （4）汚水枳、雨水枳については、下流側人孔からの距離を測定し、種類と共に表示する。
- （5）取付管は、位置、形状、内径、延長を調査の上表示する。
- （6）調書類としては、総括調書、管渠延長調書、マンホール及び枳調書を作成する。

3-1-2. 汚水枳調査

汚水枳調査は、下水道の使用状況、普及状況等、管理に必要なデータを各戸別の枳単位で管理することを目的とし、市所有の資料に種々の要素を附加しコンピューターに入力し、入力票を作成するものである。作成要領は次のとおりとして、細部事項については担当員の指示によるものとする。

- （1）市所有の資料により枳設置場所の地番、現在居住者氏名、接続している対象戸数の調査を行う。
- （2）枳の設置位置、枳蓋の種類、枳の内径と深さ、取付管種及び管径等を調査し記録する。
- （3）既存の下水道台帳管理システムに枳位置を入力できるように調査箇所全域の調査図面を作成し、枳番号を記入する。
- （4）上記調査結果と本市より提出する「上水下水使用者一覧表」「固定資産台帳抜粋資料」「家屋台帳」から「汚水枳設置一覧表」と「管渠基本台帳入力表」を作成する。
- （5）「汚水枳設置一覧表」は、枳番号、設置場所、現居住者氏名、土地所有者住所氏名、家屋所有者住所氏名等を「貝塚市マイクロソフトアクセス版システム」で運用可能なデータ形式で入力し、磁気媒体で提出し、本市ハードウェアへインストールすること。

- (6) 「管渠基本台帳入力表」は、系統コード、管種、管径、延長、勾配、地盤高、土被り、所在地、道路区分、集水面積、施工年度等を「貝塚市マイクロソフトアクセス版システム」で運用可能なデータ形式で入力し、磁気媒体で提出し本市ハードウェアへインストールすること。

3－2. 下水道台帳補正

- (1) 下水道台帳更新の対象延長は、**令和 7 年度迄の竣工分約 4.7 km**の公共下水道等の污水・雨水管渠とし、位置については別添位置図のとおりとする。
- (2) 污水枳設置一覧表及び管渠基本台帳入力表作成の対象ヶ所数は、**約 257 箇所**とし、位置については別添位置図のとおりとする。
- (3) 本業務で作成される污水枳設置一覧表及び管渠基本台帳入力表については「貝塚市マイクロソフトアクセス版システム」で運用可能なデータ形式で、当該年度分、累積年度分とにわけ、磁気媒体（各CD-R）に収納し、累積年度分については、磁気媒体に入力し提出するものとする。
- (4) 過去竣工分の**約 257 箇所**の污水枳設置箇所について、下水道台帳管理システム「市内共有GIS」で運用できるよう污水枳調査箇所図面より枳位置をシンボルデータとして入力し、污水枳設置一覧表が属性データとなり得るよう突合処理を行い、データインストールを実施するものとする。尚、本業務で作成するその他の下水道台帳情報についても同様に下水道台帳管理システム「市内共有GIS」で運用出来るデータとして構築するものとする。
- (5) 本市既存資料である「污水枳調査表」についてはスキャナー入力手法でラスターデータ化し、各磁気媒体（各CD-R）に収納し提出する。
- (6) 各種画像データについては、システムキーコードと枳コード番号を突合してデータの結合処理を行うものとする。
- (7) 今回作成の下水道台帳の縮小版の表紙に、縮小版であること、縮尺を表記する。
- (8) 雨水台帳の表紙は青色とし、表紙に『引込管、雨水枳の管理は個人』と表記する。
- (9) 記載する数字は全て半角に統一する。

3－3. 下水道施設データ整備

- (1) 下水道施設データ整備の対象延長は**約 4.7 km**とし、位置については本市と協議の上、決定するものとする。
- (2) 本市が管理する管路位置図を基に、下記項目毎に下水道施設位置状況等を整理し、施設入力用基図を作成するものとする。

・人孔

人孔番号、排除方式、分区、人孔種別、蓋種別、地盤高、人孔深、供用開始年月日、点検調査年度 等

・管渠

管路番号、区間延長、管渠延長、管渠機能、管渠材質、管厚、内径（高さ）、外径、処理区_排水区、供用開始年月日、点検調査年度 等

・枳

枳番号、排除方式、処理__排水区、枳種別、追加延長、取付管管径、取付管延長、枳深、

供用開始年月日 等

- (3) 上記で作成した基図に図形入力装置を用いて人孔、管渠、柵を各レイヤーに区分した上で座標入力し、施設属性情報との突合処理が可能なように、各施設単位に図形 I D を付するものとする。
- (4) 尚 3 - 1 同様、整備する下水道施設データについても、下水道台帳管理システム「庁内共有 GIS」で運用出来るデータとして構築し、データインストールを実施すること。
- (5) 令和 5 年度までに実施した下水道施設工事に関する以下の資料をスキニングし、「庁内共有 GIS」上で、下水道施設データに対しスキニング資料のファイリングを行うこと。
なお、スキニングの概要は以下のとおりとする。

竣工図：A1 片面 白黒スキャン (41 枚)

4. 成果品

提出すべき成果品と部数は下記のとおりとし、成果品の作成にあたり、編集方法についてはあらかじめ担当員と協議の上、決定する。

(1) 下水道台帳調書

総括調書	(A - 1 版)
管渠延長調書	(〃)
マンホール及び柵調書	(〃)

(2) 汚水柵調書

汚水柵設置一覧表

「貝塚市マイクロソフトアクセス版システム」で運用可能なデータ形式

管渠基本台帳入力表

「貝塚市マイクロソフトアクセス版システム」で運用可能なデータ形式

汚水柵調査写真

「貝塚市マイクロソフトアクセス版システム」で運用可能なデータ形式

(3) データ

下水道施設データ

下水道管理システム「庁内共有 GIS」で運用可能なデータ形式

下水道排水設備データ

下水道管理システム「庁内共有 GIS」で運用可能なデータ形式

(4) その他必要な資料

以上、下水道台帳については B - 1 版背ばり製本各 2 部、B - 2 縮小版背ばり製本各 2 部を製本とする。

汚水柵設置一覧表、管渠基本台帳入力表については、作成したデータベースを磁気媒体に格納し提出するものとする。